



米国連邦航空局(FAA: Federal Aviation Administration)は、航空輸送を禁じられた危険物を輸送したとして、米国オンラインショッピング大手 Amazon.com Inc.に 350,000 米ドルの制裁金を科す方針であると公表しました。

わが国においても商法改正に向けて法制審議会が法務大臣に答申した「商法(運送・海商関係)等の改正に関する要綱」で荷送人の危険物輸送に関わる責任が取り上げられていますが、今回の FAA の措置も航空輸送における荷送人の責任が問われる象徴的な事例と言えますので、概要をお知らせします。

1. FAA によるプレスリリースの概要

FAA は 6 月 13 日、Amazon.com が 2014 年に航空貨物取扱運送業者に輸送を委託したパッケージの中に含まれていた1ガロン(約 3.8 リットル)容器入りの排水パイプ洗浄剤^(注)が漏れ出し、運送業者の従業員 9 名が皮膚にやけど(化学熱傷)を負った事故に関して、Amazon.com に対する民事制裁金(civil penalty)を科すことを提案したことを公表しました。実際の民事制裁金は、今後の両者間の交渉により決定されるものと見られます。

プレスリリース内容によれば、以下の不備があったとされています。

- ・ 当該洗浄剤の梱包が不適切であった。
- ・ 荷送人による危険物の申告書が貨物に伴っていなかった。
- ・ 危険物が含まれるとの適切な標章がなかった。
- ・ 緊急時の対処法についての情報(emergency response information)が梱包に添付されていなかった。
- ・ 梱包を扱った従業員が所定の危険物についてのトレーニングを受けていなかった。

また、同社ではこれ以外にも危険物輸送規制違反事例があったとされています。

(FAA ホームページ www.faa.gov/news/press_releases/news_story.cfm?newsid=20474)

(注) 一般的に、市販の排水パイプ洗浄剤には水酸化ナトリウムや次亜塩素酸ナトリウムなどのたんぱく質を分解し皮膚を腐食する成分が含まれています。これらは、漂白剤の主成分としても使用されています。

2. 危険物の航空輸送に関わる法令

(1) 国際的な取り決め

国際間にまたがることも多い輸送の安全を確保する目的で、国際機関や各国の危険物の輸送に関する規則の指針として、国際連合の危険物輸送及び分類調和専門家委員会は「危険物輸送に関する勧告」(Recommendations on the Transport of Dangerous Goods)を定めています。

この国連勧告は、国連の一機関である ICAO(国際民間航空機関)が定める「危険物航空輸送に関する技術指針」(Technical Instructions for the Safe Transport of Dangerous Goods by Air)にも反映されています。^(注)

(注) 海上輸送について、国連の一機関である IMO(国際海事機関)が定める「国際海上危険物規程」(IMDG コード, International Maritime Dangerous Goods Code)に反映されているのと同様です。

(2) 我が国における法令

上記の国連勧告や、「危険物航空輸送に関する技術指針」は、わが国では航空法に反映されています。

国土交通省は、航空法施行細則第 194 条において航空輸送を禁止する危険物等を定めています。

(3) 航空会社業界の規定

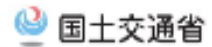
IATA(国際航空運送協会, International Air Transport Association)は、上記「危険物航空輸送に関する技術指針」に基づき「IATA 危険物規則」を定め、危険物のリストアップし、輸送できないもの、適切な梱包や数量の制限によっては輸送できるもの、包装の要件などを定めています。

IATA 加盟の各航空会社はこの「IATA 危険物規則」に従って危険物を取り扱っています。



航空法施行細則第 194 条に定められた危険物の例

航空貨物の危険物代表例



航空法では、以下のような爆発のおそれがあるもの、燃えやすいもの、その他人に危害を与え、または他の物件を損傷するおそれのあるものを「危険物」とし、航空機による輸送を禁止しています。そのような危険物は、適切な梱包等、要件を満たさなければ運べません。

<p>高圧ガス COMPRESSED GASES</p> <p>ライター用補充ガス カセットコンロ用ガス キトン用ガス Butane, Propane tanks ダイビング用ボンベ Scuba tanks スプレー缶 Spray cans</p> 	<p>火薬類 EXPLOSIVES</p> <p>花火 Fireworks クッパカー Firecrackers 炸薬 Ammonium Nitrate</p> 	<p>可燃性物質 FLAMMABLE SOLIDS</p> <p>信厚マッチ Matches 炭 Charcoal</p> 
<p>引火性液体 FLAMMABLE LIQUIDS</p> <p>オイルタンク式ライター Oil tank type lighter オイルライター用燃料 Oil lighter fuel ペイント缶 Paints</p> 	<p>酸化性物質 OXIDIZING LIQUIDS</p> <p>小型酸素発生機 Oxygen generators (small) 漂白剤 Bleach</p> 	<p>毒物類 TOXIC SUBSTANCES</p> <p>殺虫剤 Insecticides 農薬 Pesticides</p> 
<p>その他の有害物質 DANGEROUS SOLIDS</p> <p>エンジン Engines リチウム(イオン) バッテリー Lithium (ion) batteries</p> 		<p>放射性物質等 RADIOACTIVE</p> 
		<p>腐食性物質 CORROSIVES</p> <p>液体バッテリー Liquid cell batteries 水銀 Mercury</p> 

(出典: 国土交通省ホームページ <http://www.mlit.go.jp/common/001009916.pdf>)

3. 荷送人の責任

- わが国では、今年2月に法制審議会が法務大臣に答申した「商法(運送・海商関係)等の改正に関する要綱」の中で、海上運送・陸上運送とあわせ、航空運送についても物品運送についての総則的規律を適用するものとし、また総則的規律の一つとして荷送人の危険物に関する通知義務についての規定を設けることとしており、改正後の商法においては、荷送人が危険物についての適切な通知を行わなかった場合、運送人はそれによって生じた損害について荷送人に賠償請求ができることが明示されることとなります。
- 上記のような通知の漏れや不適切のほか、冒頭の事例のように梱包の不備があった場合にも、運送人、あるいは第三者の身体や財物に損害を与えることも考えられます。このため、荷送人は旅客や他の貨物の所有者等からも賠償請求を受ける可能性も考えられます。その他、今回の FAA の処分のように、国によっては刑事罰や行政罰が科される可能性もあります。
- 荷送人としては、危険物に該当する貨物が含まれないかを確認し、該当する場合には安全データシート(Safety Data Sheet)を入手し、また航空運送人に照会するなどして、漏れなく適切な梱包・申告が実施できるように社内的にも手順を整えておくことが求められます。



本 Topics に関するお問い合わせ、ご意見、ご感想等ございましたら、弊社営業担当までお寄せくださいますようお願い申し上げます。

船舶・貨物・運送の保険の情報サイト「マリンサイト」

http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/hojin/marine_site/index2.html